

清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）概要版

1. 計画の基本的事項・背景・意義

1.1 計画の背景・位置づけ

- 地球温暖化対策として国内外で脱炭素社会へ移行する機運が高まっていることを受け、本市では令和32（2050）年までに二酸化炭素（CO₂）排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを宣言しました。
- 清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下、本計画）は、令和32（2050）年までの二酸化炭素排出量の実質ゼロを実現するため、市民・事業者の自主的かつ積極的な取り組みを喚起するとともに、市域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等に向けた取り組みを推進するためのものです。
- 本計画は、国や東京都の計画、本市の上位及び関連計画を踏まえたものとします。

1.2 計画期間

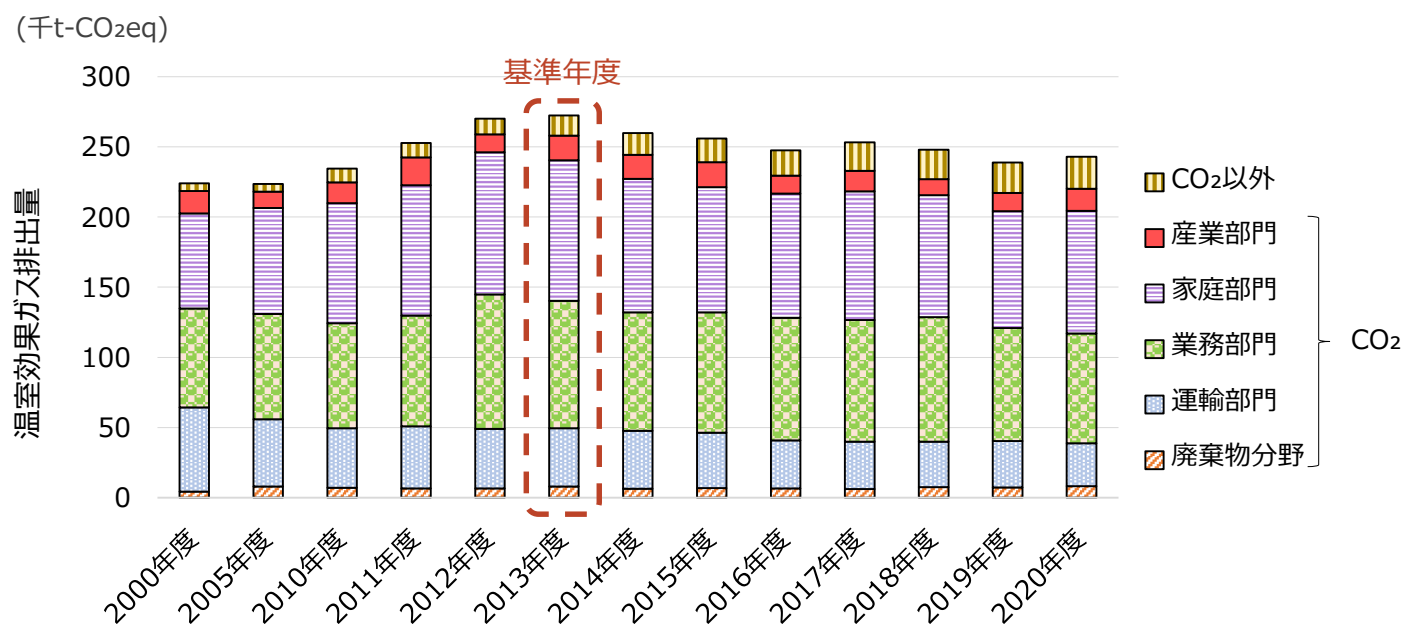
- 計画期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とします。
- 基準年度は、国の地球温暖化対策計画を踏まえて平成25（2013）年度とします。
- 長期目標年度は、令和32（2050）年度とし、長期的な取り組みの方向性を展望します。

平成25年度 2013年度 基準年度	...	令和2年度 2020年度 現状年度	令和5年度 2023年度 策定年度	令和6年度 2024年度 開始年度	...	令和12年度 2030年度 目標年度	...	令和32年度 2050年度 長期目標年度
				計画期間			改訂	
← 対策・施策の進捗把握 定期的に見直しを検討 →								

2. 温室効果ガス排出量の推計・要因分析

2.1 現在の温室効果ガス排出量

- 本市の温室効果ガス排出量は平成25（2013）年度の272千t-CO₂eq/年をピークとして減少傾向にあり、令和2（2020）年度は243千t-CO₂eq/年となっています。
- 令和2（2020）年度時点で、本市において最も温室効果ガス排出量が多い部門は家庭部門、次に多い部門は業務部門となっています。



3. 計画全体の目標

3.1 将来の温室効果ガス排出量及び削減目標

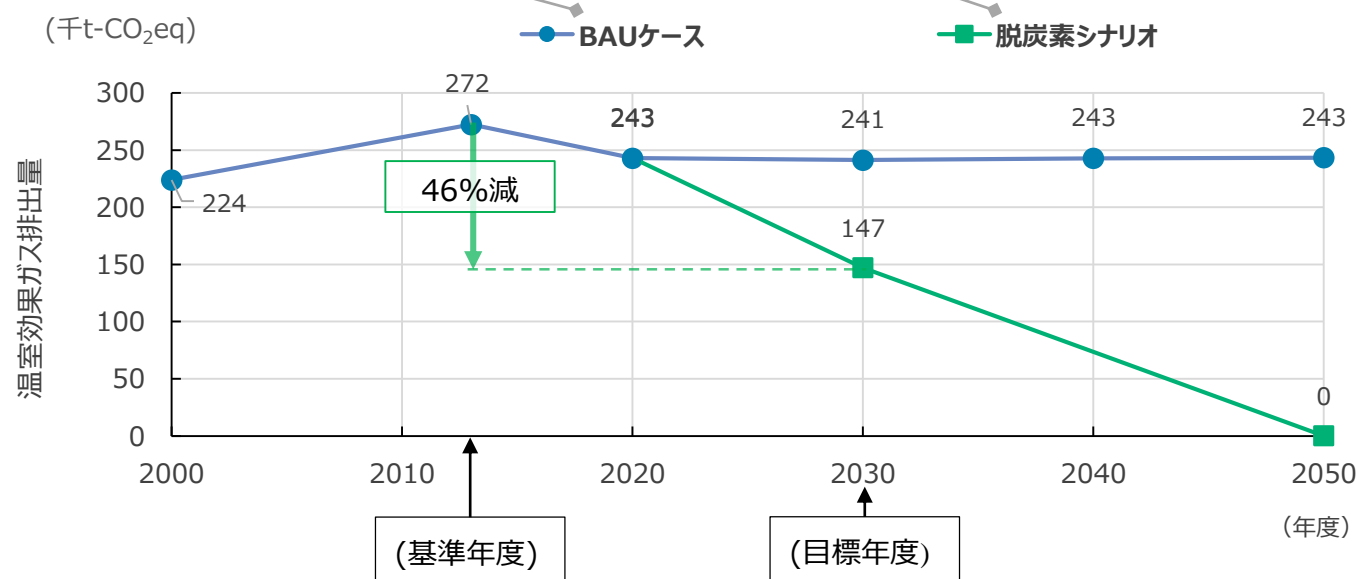
- 温室効果ガス排出量削減の追加的な対策を行わない【BAUケース】では、今後の排出量はほぼ横ばいで推移する見込みです。
- 各種取り組みを行った場合に得られる削減効果を考慮した【脱炭素シナリオ】では、令和12（2030）年度の温室効果ガス排出量は平成25（2013）年度比で46%の削減となります。

【BAUケース】

今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合の本市の排出量

【脱炭素シナリオ】

令和12（2030）年度の値は、各種取り組みを行った場合に得られる削減効果を踏まえた温室効果ガス排出量を推計し、令和32年（2050）年度は、実質ゼロを本市に適用した場合の排出量



中期目標

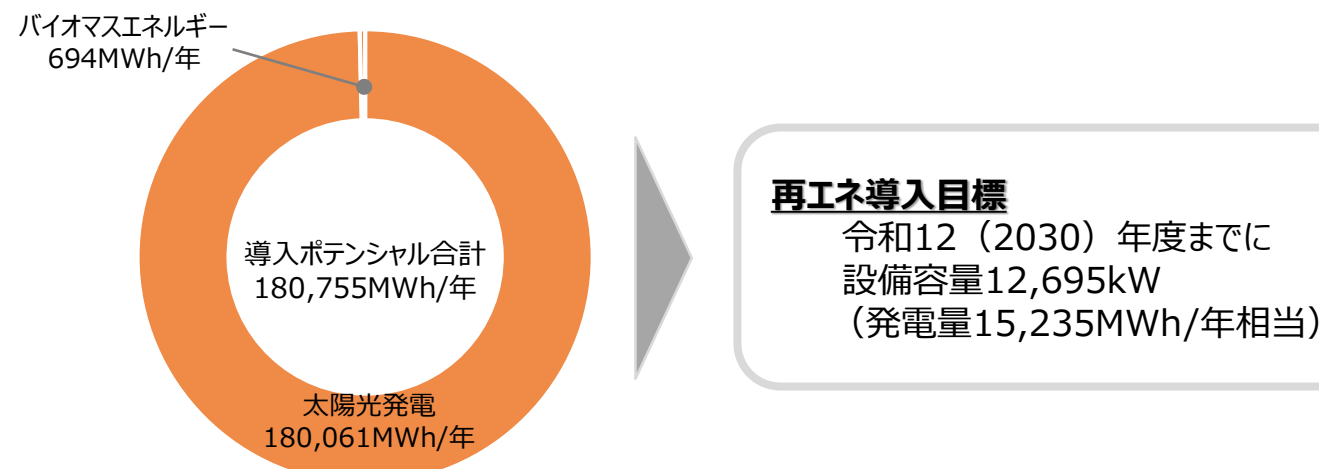
令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比46%削減

長期目標

令和32（2050）年度までに温室効果ガス排出量実質ゼロを実現

3.2 再生可能エネルギーの導入目標

- 種々の制約要因による導入可否を考慮して求めた本市の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、太陽光発電を中心とした180,755MWh/年です。
- 令和12（2030）年度の目標である温室効果ガス排出量46%削減（平成25（2013）年度比）実現のため、再エネ導入目標を以下の通り設定します。



再エネ導入目標

令和12（2030）年度までに
設備容量12,695kW
(発電量15,235MWh/年相当)

4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

4.1 将来像及び施策体系



4.2 各取り組みに対する具体的な対策・施策

基本方針 1	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮行動の実施・脱炭素行動への変容 ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）及びZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の普及 住宅や事業所等への省エネルギー設備の設置 公共施設の省エネルギー化
基本方針 2	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー電力への切替え 建物等への太陽光発電の導入による電力の自家消費 卒FIT電源の有効活用による電気の地産地消
基本方針 3	<ul style="list-style-type: none"> ZEV（ゼロエミッション・ビークル）の導入 徒歩、自転車利用環境の維持・向上 公共交通機関の利用促進 市有林の適切な保全・管理
基本方針 4	<ul style="list-style-type: none"> ごみの発生抑制（リデュース）の推進 再使用（リユース）の推進 資源回収及び再生利用（リサイクル）の推進 食材等の地産地消の推進
基本方針 5	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育などを通じた環境学習の推進・啓発活動 各主体における環境に関する取り組みの情報発信 事業者や他の行政機関との連携及び協定

※記載内容は対策・施策の一部です。

5. 計画の推進体制及び進捗管理

5.1 推進体制及び進捗管理

- 本計画は、各主体が連携・協働して取り組みを推進するとともに、進捗状況及び達成度を取りまとめ、必要に応じて計画の見直しを行います。

